

静岡県公安委員会規則第16号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和5年6月20日

静岡県公安委員会委員長 外山弘幸

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則
(静岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 静岡県道路交通法施行細則(昭和35年静岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(交通規制の対象から除く車両) 第3条の2 (略) 2 (略) 3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) (略) (10) 次に掲げるア、ウ、エ及びオに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の3の「駐車禁止除外指定車」の標章を、イに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の5の「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出しているもの(イにあつては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。)又は他の都道府県公安委員会が交付した「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの ア (略) イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第	(交通規制の対象から除く車両) 第3条の2 (略) 2 (略) 3 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項に規定する駐車禁止、法第49条の3第2項及び第4項に規定する時間制限駐車区間における駐車禁止又は法第49条の4に規定する高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか次の各号に掲げるものとする。 (1)～(9) (略) (10) 次に掲げるア、ウ、エ及びオに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の3の「駐車禁止除外指定車」の標章を、イに該当する者にあつては現に使用中の車両で、公安委員会が交付した別記様式第1の5の「駐車禁止除外指定車」の標章を掲出しているもの(イにあつては、昼間(日の出から日没までの時間をいう。)に限る。)又は他の都道府県公安委員会が交付した「駐車禁止除外指定車」の標章をそれぞれ掲出しているもの ア (略) イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第

19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第2項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に限る。）

ウ～オ（略）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第8条 法第60条の規定により原動機付自転車及び軽車両（以下この条において「原動機付自転車等」という。）の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車等によつて牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車又は原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合において、次の各号に定めるところにより当該故障車を牽引するときはこの限りでない。

(1)・(2)（略）

(3) 牽引する原動機付自転車等と故障車の間の距離は、5メートルをこえないこと。

(4)（略）

2 原動機付自転車等の運転者は、1台をこえる車両を牽引してはならない。

19条の3第7項に規定する医療受給者証の交付を受けている者の監護を現に受けている者（児童福祉法第6条の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第3項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成26年厚生労働省告示第475号）第14表中の色素性乾皮症に限る。）

ウ～オ（略）

（自動車以外の車両の牽引制限）

第8条 法第60条の規定により原動機付自転車及び軽車両（以下この条において「原動機付自転車等」という。）の運転者は、牽引するための装置を有する原動機付自転車等によつて牽引されるための装置を有する車両を牽引する場合を除き、他の車両を牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により自動車又は一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合において、次の各号に定めるところにより当該故障車を牽引するときはこの限りでない。

(1)・(2)（略）

(3) 牽引する原動機付自転車等と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

(4)（略）

2 原動機付自転車等の運転者は、1台を超える車両を牽引してはならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則の一部改正）

第2条 自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則（昭和40年静岡県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
自動車及び原動機付自転車の運転免許等に関する規則 (趣旨)	自動車及び一般原動機付自転車の運転免許等に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。

（合格決定取消し等の通知）

第26条 （略）

2 法第97条の3の第3項の規定により受験を禁止したときは、運転免許試験受験禁止通知書（様式第17号）により通知するものとする。ただし、合格決定の取消しを受けた者に対する受験禁止の通知は、前項の通知書に併記して行うことができる。

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）の規定に基づき、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が実施する自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許試験、初心運転者講習、再試験、運転免許証（以下「免許証」という。）の更新等に関し必要な事項を定めるものとする。

（合格決定取消し等の通知）

第26条 （略）

2 法第97条の3の第3項の規定により受験を禁止したときは、運転免許試験受験禁止通知書（様式第17号）により通知するものとする。ただし、合格決定の取消しを受けた者に対する受験禁止の通知は、前項の通知書に併記して行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（原付講習の実施等に関する規則の一部改正）

第3条 原付講習の実施等に関する規則（平成4年静岡県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定に基づき、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第6項に規定する<u>原動機付自転車</u>の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）の実施等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指導員の要件）</p> <p>第6条 指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第6号の規定に基づき、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第38条第6項に規定する<u>一般原動機付自転車</u>の運転に関する講習（以下「原付講習」という。）の実施等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（指導員の要件）</p> <p>第6条 指導員は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。</p>

<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>原動機付自転車</u>を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。</p> <p>(3) <u>原動機付自転車</u>の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(原付講習終了証明書の交付等)</p> <p>第9条 受託機関は、原付講習を実施したときは、受講者に規則<u>第38条第17項</u>に規定する原付講習終了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>一般原動機付自転車</u>を運転することができる免許を現に受けている者で、当該運転免許を受けていた期間（当該運転免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して3年以上の者であること。</p> <p>(3) <u>一般原動機付自転車</u>の安全運転に関する技能及び知識を有し、運転指導の実務経験が豊富な者であること。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(原付講習終了証明書の交付等)</p> <p>第9条 受託機関は、原付講習を実施したときは、受講者に規則<u>第38条第18項</u>に規定する原付講習終了証明書（以下「証明書」という。）を交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(運転免許取得時講習の実施等に関する規則の一部改正)

第4条 運転免許取得時講習の実施等に関する規則（平成6年静岡県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(講習終了証明書の交付)</p> <p>第10条 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則<u>第38条第17項</u>に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。</p>	<p>(講習終了証明書の交付)</p> <p>第10条 受託機関は、取得時講習を終了した者からの申出により、規則<u>第38条第18項</u>に規定する大型車講習終了証明書、中型車講習終了証明書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習（一）終了証明書、応急救護処置講習（二）終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書又は普通旅客車講習終了証明書を交付するものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。